

○守谷市学校給食費取扱要綱

昭和60年8月28日
教育委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費)

第2条 学校給食費(以下「給食費」という。)の額は、次のとおりとする。

区分	月額
小学校の児童	4,207円
中学校の生徒	4,536円
小・中学校及び給食センターの職員	4,536円

2 給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の運営予定日数で除して得た額とする。
(納入義務者)

第3条 給食費の納入義務者は、児童、生徒の保護者及び給食を受ける職員とする。

(給食受給人員の報告)

第4条 小・中学校長は、毎月初日における給食を受給する児童、生徒及び教職員の数について、月別給食実施人員報告書(様式第1号)を作成し、当該月の前月25日までに教育長に報告するものとする。

2 小・中学校長は、給食受給者に異動が生じる場合は、給食受給者異動報告書(様式第2号)により速やかに教育長に報告する。

(給食費の減額)

第5条 小・中学校長は、長期にわたる欠席により給食の配給を辞退したときは、前条第2項により報告し、次により給食費を減額することができる。

(1) 当月における給食が1食から9食までの場合は、第2条第2項に基づき食数に1食代金を乗じた額とし、10食以上は、1箇月の給食費とする。

(2) 転入、転出児童、生徒の当月の給食費取扱いは、前号と同様に取り扱うものとする。

(3) 給食費の減額については、当月において調整する。

2 小・中学校長は、児童、生徒が体質改善等により継続して3箇月以上牛乳の飲用を止められ、月を通じて牛乳を飲用しなかったときは、当月の給食費の一部を減額することができる。この減額する額は、当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の運営予定日数を乗じて得た額を11で除した額とする。ただし、この額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

3 小・中学校長は、前項の規定により給食費を減額するときは、給食費(牛乳代)減額者届(様式第6号)を速やかに教育長に提出するものとする。

4 小・中学校長は、学校行事のため給食の配給を辞退するときは、学校行事報告書(様式第3号)を教育長に提出する。ただし、この場合は、給食費減額の対象とならない。

(学校給食費納入確約書)

第6条 教育長は、次に掲げる場合には、児童、生徒の保護者に対して学校給食費納入確約書(様式第7号。以下「納入確約書」という。)の提出を求めるものとする。

(1) 児童、生徒が小・中学校に入学するとき。

(2) 給食を希望していなかった者が、給食を受けようとするとき。

(3) 納入確約書に記載された児童、生徒の保護者に変更があったとき。

2 小・中学校長は、在学期間中の児童、生徒の納入確約書を管理するものとする。

3 小・中学校長は、児童、生徒が卒業する場合又は市外の学校に転校する場合において、給食費の滞納がないときは、納入確約書を当該保護者に返却するものとする。

4 小・中学校長は、児童、生徒が市内の小・中学校へ転校した場合は、当該学校長に納入確約書を送付するものとする。

(給食費の調定等)

第7条 教育長は、第4条第1項及び第2項の報告に基づき調定決議書・通知書(様式第4号)を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

(給食費の徴収)

第8条 給食費の徴収事務は、すべて小・中学校長に委任する。

(給食費の納入)

第9条 小・中学校長は、前条により徴収した給食費を翌月5日までに会計管理者に納入するとともに給食代金納入明細書(様式第5号)を教育長に送付するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月27日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月23日教委規程第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日教委規程第2号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年1月7日教委規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月5日教委規程第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月7日教委告示第2号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月25日教委告示第7号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日教委規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日教委告示第2号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日教委告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月7日教委告示第6号)

この告示は、平成24年6月7日から施行する。

附 則(平成26年2月3日教委告示第1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月5日教委告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

月別給食実施人員報告書(月分)

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

学年	組	児童生徒数	教職員数	給食実施数	学年	組	児童生徒数	教職員数	給食実施数
1	1				4	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小計					小計				
2	1				5	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小計					小計				
3	1				6	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
小計					小計				
備考:					児童生徒数合計				
					教職員数合計				
					職員室教職員数				
					給食実施総数				
					牛乳減免者数				

※ 前月の25日までに報告してください。

※ 報告内容に変更がある場合は、その都度電話連絡の上、変更内容を明記した変更後の月別給食実施人員報告書を提出してください。転出入等による異動がある場合は、給食受給者異動報告書(様式第2号)も提出してください。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

給食受給者異動報告書

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

年組	増減	氏名	理由	給食開始日 又は 給食終了日	当月 給食 分費	備考

(注) 1 1食～9食/月：1食分代金×日数
2 10食以上/月：1箇月分

担当者：_____

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

学校行事報告書(月分)

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校長

実施日	行 事 名	対 象 (全校、学年など)	給 食 辞 退 数	振 替 休 日	備 考

※ 前月の5日までに報告してください。

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

調定決議書・通知書

下記のとおり調定する。

発行 . .	決	教育長			会	会 計		
	裁				計	管理者		
		年度歳入	款	項	目	節		
		一般会計	諸 収 入	雑 入	雑 入	学 校 給 食 費 納 付 金		

年 月分給食費

調定額 一金

累計額 一金

内訳

学 校 名	当月分金額(円)	累計金額(円)	摘 要

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

給食代金納入明細書 (月分)

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校

校長 印

項目	給食 実施 人員	給 食 費								当月分納入		当月分滞納			現年度滞納分納入			
		月 額 者		日 額 者		牛乳減額者		合 計		人員	金 額	学年	氏 名	金 額	学年	氏 名	月分	金 額
		人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額									
学年																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
教職員																		
合 計																		
備 考											納 入 年 月 日 担当者 印							

※ 翌月の5日までに提出してください。

※ 単位：人、円

様式第7号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

守谷市学校給食費納入確約書

守谷市教育委員会教育長 宛て
(在籍学校長扱)

- 1 私は、守谷市立(小・中)学校における食育の一環として実施されている学校給食の提供を受け、給食費の納入について次のとおり確約します。
- (1) 給食費については、各学校が定める口座振替日の前日までに必ず所定の口座(学校の指定した金融機関に各保護者が開設した口座)に入金します。
- (2) 期限までに所定の口座に入金できない場合には、事前に学校と相談し対応します。
- (3) 学校給食費が滞り、市から支払いの督促があった場合には、児童手当から学校給食費を支払います。

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

- 2 学校給食を希望しないので、弁当を持参します。

理由

年 月 日

児童・生徒	[学校名, 学年]	学校	新	年
	[氏名]			
保護者	[住所]			
	[氏名]			印
	[電話番号]			

この確約書は、提出の日から在学期間有効となります。